

【機関等名】

東京財務事務所

立川出張所

【所在地等】

東京財務事務所

郵便番号 113 - 8553

所在地 文京区湯島4 - 6 - 15 湯島地方合同庁舎

T E L 03 - 5842 - 7011 (代表)

F A X 03 - 5842 - 7028

立川出張所

郵便番号 190 - 8575

所在地 立川市錦町4 - 1 - 18 立川合同庁舎

T E L 042 - 524 - 2195

F A X 042 - 528 - 0874

U R L <http://www.mof-kantou.go.jp/tokyo/>

【設置根拠】

東京財務事務所

財務省設置法第15条、財務省組織令第83条

立川出張所

財務省設置法第15条、財務省組織規則第261条

【所掌事務】

東京財務事務所

- (1) 国の予算、決算及び会計に関する事務処理の統一に関する業務。
- (2) 国の予算の作成に関する地方情勢その他の調査に関する業務。
- (3) 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に係る調査に関する業務。
- (4) 企業の経理の実態に関する統計を作成する業務。
- (5) 記名国債証券の交付に関する業務。
- (6) 日本政策投資銀行の行う貸付けに関する必要な手続きに関する業務。
- (7) たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関する業務。
- (8) 財政融資資金の運用並びに融通先についての調査及び実地監査に関する業務。

- (9) 国内資金運用の調整に関する業務。
- (10) 地方債に関する業務。
- (11) 地方経済に関する調査並びに資料及び情報の収集に関する業務。
- (12) 地方経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関する業務。
- (13) 国有財産の総括に関する業務。
- (14) 普通財産の管理及び処分に関する業務。
- (15) 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第 5 条に規定する特定国有財産整備計画に関する業務。
- (16) 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）に関する事と並びに国家公務員の宿舎の管理に関する事務の総括に関する業務。
- (17) 次に掲げる者の監督に関する業務。
 - イ 金融機関
 - ロ 銀行持株会社
 - ハ 生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人
 - ニ 証券業を営む者
 - ホ 投資法人
 - ヘ 投資顧問業を営む者
 - ト 金融先物取引業を営む者
 - チ 貸金業を営む者
 - リ 特定金融会社等
 - ヌ 抵当証券業を営む者
 - ル 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者
- (18) 前払式証票の規制に関する業務。

立川出張所

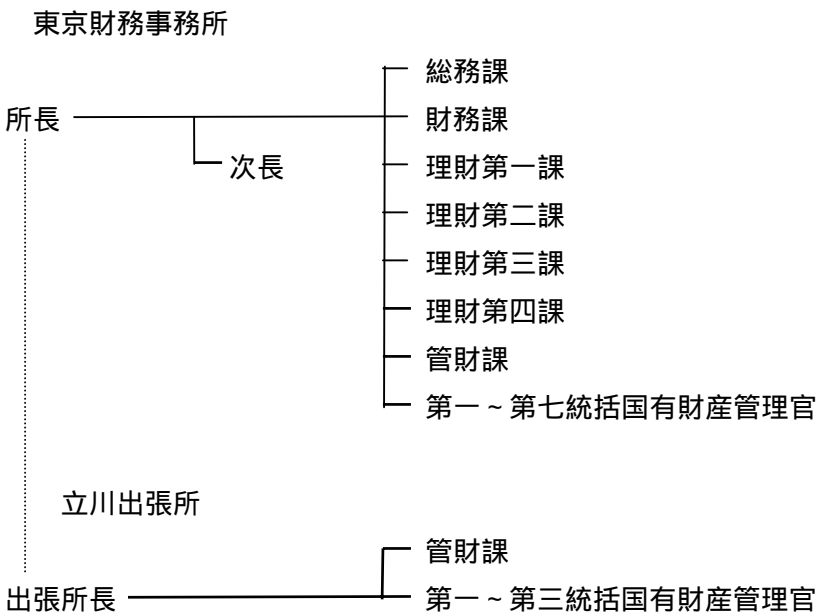
- (1) 国有財産の総括に関する業務。
- (2) 普通財産の管理及び処分に関する業務。
- (3) 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条に規定する特定国有財産整備計画に関する業務。
- (4) 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）に関する事と並びに国家公務員の宿舎の管理に関する事務の総括に関する業務。

【管轄区域】

機関等名	管 轄 区 域
東京財務事務所	東京都

立川出張所	東京都のうち八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡
-------	---

【組織】



【情報開示請求窓口】

東京財務事務所

担当部署	総務課
T E L	0 3 - 5 8 4 2 - 7 0 1 2
F A X	0 3 — 5 8 4 2 - 7 0 2 8

立川出張所

担当部署	管財課
T E L	0 4 2 - 5 2 4 - 2 1 9 5
F A X	0 4 2 - 5 2 8 - 0 8 7 4

【機関等名】

(東京税関)

出張所

【所在地等】

出張所名	郵便番号	所在地	TEL・FAX	
東京外郵	100 - 3131	千代田区大手町2 - 3 - 3 東京国際郵便局	TEL 03 - 3241 - 3589	FAX 03 - 3241 - 0721
晴海	104 - 0053	中央区晴海4 - 6 - 29	TEL 03 - 3532 - 2782	FAX 03 - 3536 - 1079
芝浦	105 - 0022	港区海岸2 - 7 - 68	TEL 03 - 3455 - 4939	FAX 03 - 3453 - 5843
大井	143 - 0001	大田区東海4 - 1 - 10	TEL 03 - 3790 - 6800	FAX 03 - 3790 - 4333
羽田	144 - 0041	大田区羽田空港3 - 4 - 4	TEL 03 - 5756 - 4842	FAX 03 - 5756 - 4847
立川	190 - 0022	立川市錦町4 - 1 - 18 立川合同庁舎	TEL 042 - 522 - 6004	FAX 042 - 522 - 0450

【設置根拠】

財務省設置法第17条、財務省組織規則第343条

【所掌事務】

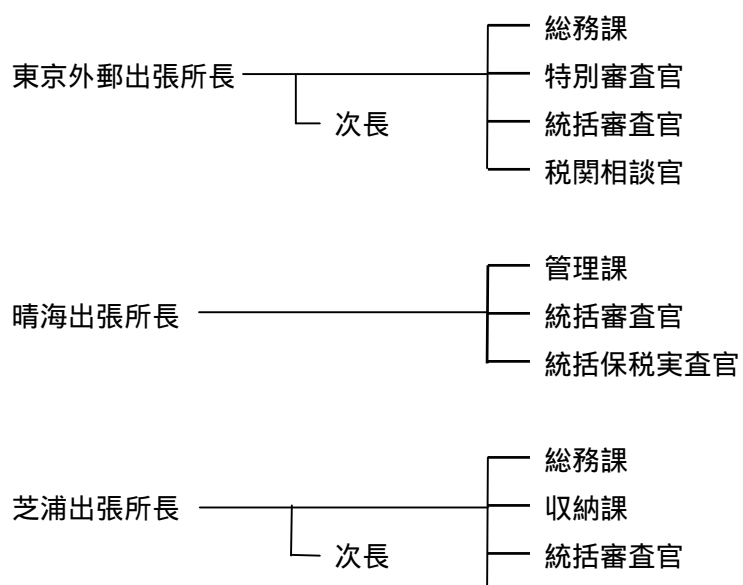
- (1) 関税及び内国消費税の賦課徴収。
- (2) 関税法規、外国為替及び外国貿易管理法、輸出入取引法、輸出検査法等による輸出入貨物の許可等の業務。
- (3) 関税法規による輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り業務。
- (4) 指定保税地域、保税上屋、保税倉庫、保税工場、保税展示場及び総合保税地域に関する業務。
- (5) 通関業者及び両替商の監督。
- (6) 外国貿易統計の作成。

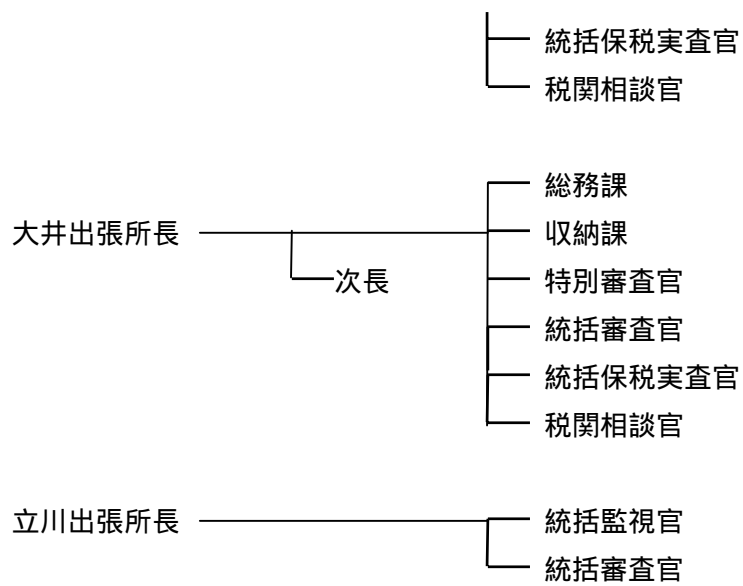
【管轄区域】

出張所名	管 轄 区 域
------	---------

東京外郵	東京都千代田区大手町2丁目3番3号のうち 東京国際郵便局内の地域
晴海	東京都のうち 中央区（晴海、勝どき、月島、佃及び豊海町に限る。） 墨田区、江東区（青海、有明、東雲を除く。） 足立区、葛飾区、江戸川区
芝浦	東京都のうち 千代田区（東京外郵出張所の管轄区域を除く。） 中央区（晴海出張所の管轄を除く。） 港区（台場を除く。） 台東区、品川区（東品川に限る。）
大井	東京都のうち 品川区（八潮及び勝島に限る。） 大田区（東海、平和島、京浜島、昭和島及び城南島に限る。）
羽田	東京都のうち 大田区（東京国際空港に限る。）
立川	埼玉県のうち 所沢市、飯能市、入間市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡 東京都のうち 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡、西東京市

【組織】





(注) 羽田出張所は、出張所長のみ。

【情報開示請求窓口】

担当部署	東京税関	総務部総務課
T E L	0 3 - 3 5 9 9 - 6 2 1 7	
F A X	0 3 - 3 5 9 9 - 6 4 3 5	

【機関等名】

会計センター

【所在地等】

郵便番号 102 - 0074

所在地 千代田区九段南1 - 1 - 10

T E L 03 - 3265 - 9141

F A X 03 - 3265 - 8820

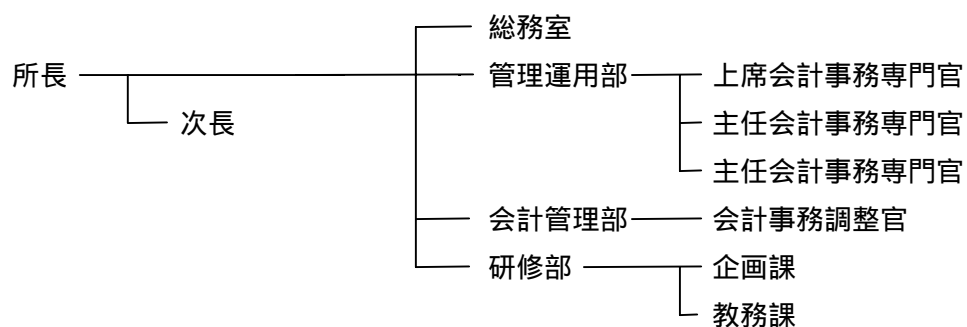
【設置根拠】

財務省組織令第66条

【所掌事務】

- (1) 電子情報処理組織による国の会計事務の処理の実施に関し、調査、研究及び各省各庁との調整。
- (2) 会計法第24条第1項及び第2項並びに第46条の3の規定に基づく、電子情報処理組織による国の会計事務。
- (3) 国の職員に対して、会計事務に従事するための必要な研修。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務室

T E L 03 - 3265 - 9141

F A X 03 - 3265 - 8820

【機関等名】

税関研修所東京支所

【所在地等】

郵便番号 135 - 8615

所在地 江東区青梅2 - 56 東京港湾合同庁舎

T E L 03 - 3599 - 6207

F A X 03 - 3599 - 6479

U R L <http://www.customs.go.jp/cti/top.html> (税関研修所ホームページ)

【設置根拠】

財務省組織令第70条第2項、財務省組織規則第93条

【所掌事務】

- (1) 研修計画のうち支所において実施することとされた研修の細目に関する企画及び立案
をすること。
- (2) 研修に関する授業計画を作成し、試験を実施すること。
- (3) 研修に関する記録を作成し、及び保管すること。
- (4) 研修及び国際協力に関する調査並びに資料の収集及び作成を行うこと等。

【管轄区域】

山形県、群馬県、埼玉県、千葉県のうち市川市（財務大臣が定める地域）、成田市、香取
郡大栄町及び多古町並びに山武郡芝山町、東京都、新潟県、山梨県

【組織】

支所長 ————— 幹事 ————— 研修課

【情報開示請求窓口】

担当部署 財務省大臣官房文書課情報公開室

T E L 03 - 3581 - 4111 (代表) 内線 (5622、5623)

F A X 03 - 5251 - 2216

【機関等名】

財務総合政策研究所

【所在地等】

本部

郵便番号 100 - 8940

所在地 千代田区霞が関3 - 1 - 1

T E L 03 - 3581 - 4111

F A X 03 - 5252 - 2220

研修部

郵便番号 162 - 0845

所在地 新宿区市谷本村町8 - 1

T E L 03 - 3268 - 4239

F A X 03 - 3267 - 0649

U R L <http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/soken.htm>

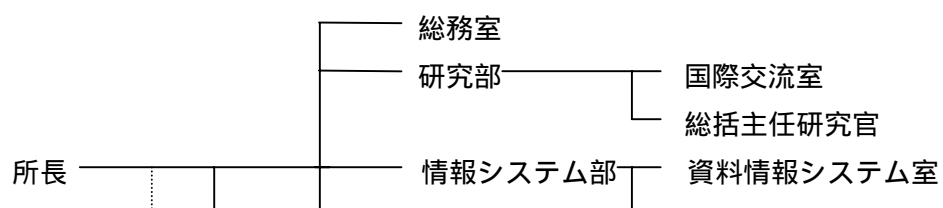
【設置根拠】

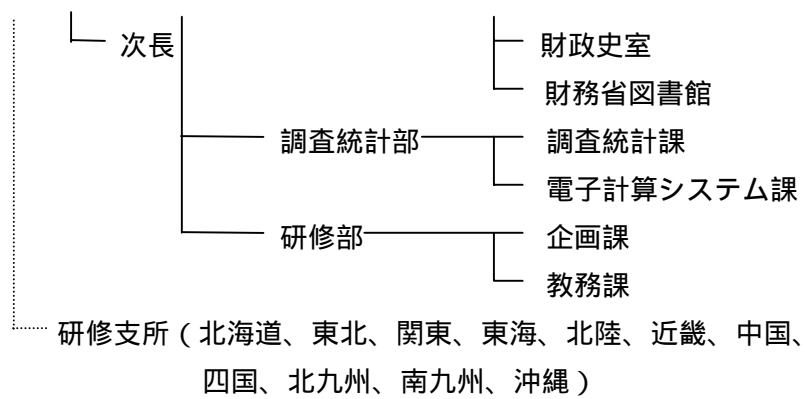
財務省組織令第66条、同67条第2項及び第3項、財務省組織規則第36条

【所掌事務】

- (1) 財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な調査及び研究。
- (2) 財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な資料、情報及び図書の収集、保管、編集及び提供。
- (3) 内外財政経済に関する基礎的又は総合的な統計の作成。
- (4) 企業の経理の実態に関する統計の作成。
- (5) 国立国会図書館支部財務省図書館に関する事務。
- (6) 財務省の職員に対して、本省及び財務局の所掌事務に従事するため必要な研修の実施。
- (7) 財務省の所掌事務に係る国際協力。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 財務省大臣官房文書課情報公開室

T E L 03 - 3581 - 4111（代表） 内線（5622、5623）

F A X 03 - 5251 - 2216

【機関等名】

(東京国税局)

税務署

【所在地等】

税務署名	郵便番号	所在地	T E L
麹町	1 0 2 - 8 3 1 1	千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段合同庁舎 2 号館	0 3 - 3 2 2 1 - 6 0 1 1
神田	1 0 1 - 8 4 6 4	千代田区神田錦町 3 - 3	0 3 - 3 2 9 4 - 4 8 1 1
日本橋	1 0 3 - 8 5 5 1	中央区日本橋堀留町 2 - 6 - 9	0 3 - 3 6 6 3 - 8 4 5 1
京橋	1 0 4 - 8 5 5 7	中央区新富 2 - 6 - 1	0 3 - 3 5 5 2 - 1 1 5 1
芝	1 0 8 - 8 4 0 1	港区芝 5 - 8 - 1	0 3 - 3 4 5 5 - 0 5 5 1
麻布	1 0 6 - 8 6 3 0	港区西麻布 3 - 3 - 5	0 3 - 3 4 0 3 - 0 5 9 1
品川	1 0 8 - 8 6 2 2	港区高輪 3 - 1 3 - 2 2	0 3 - 3 4 4 3 - 4 1 7 1
四谷	1 6 0 - 8 5 3 0	新宿区三栄町 2 4	0 3 - 3 3 5 9 - 4 4 5 1
新宿	1 6 9 - 8 5 6 1	新宿区北新宿 1 - 1 9 - 3	0 3 - 3 3 6 2 - 7 1 5 1
小石川	1 1 2 - 8 5 5 8	文京区春日 1 - 4 - 5	0 3 - 3 8 1 1 - 1 1 4 1
本郷	1 1 3 - 8 4 5 9	文京区西片 2 - 1 6 - 2 7	0 3 - 3 8 1 1 - 3 1 7 1
東京上野	1 1 0 - 8 6 0 7	台東区池之端 1 - 2 - 2 2 上 野合同庁舎	0 3 - 3 8 2 1 - 9 0 0 1
浅草	1 1 1 - 8 6 0 2	台東区蔵前 2 - 8 - 1 2	0 3 - 3 8 6 2 - 7 1 1 1
本所	1 3 0 - 8 6 8 6	墨田区業平 1 - 7 - 2	0 3 - 3 6 2 3 - 5 1 7 1

向島	1 3 1 - 8 5 0 9	墨田区東向島 2 - 7 - 1 4	0 3 - 3 6 1 4 - 5 2 3 1
江東西	1 3 5 - 8 3 1 1	江東区猿江 2 - 1 6 - 1 2	0 3 - 3 6 3 3 - 6 2 1 1
江東東	1 3 6 - 8 5 0 5	江東区亀戸 2 - 1 7 - 8	0 3 - 3 6 8 5 - 6 3 1 1
荏原	1 4 2 - 8 5 4 0	品川区中延 1 - 1 - 5	0 3 - 3 7 8 3 - 5 3 7 1
目黒	1 5 3 - 8 6 3 3	目黒区中目黒 5 - 2 7 - 1 6	0 3 - 3 7 1 1 - 6 2 5 1
大森	1 4 3 - 8 5 6 5	大田区中央 7 - 4 - 1 8	0 3 - 3 7 5 5 - 2 1 1 1
雪谷	1 4 5 - 8 5 0 6	大田区雪谷大塚町 4 - 1 2	0 3 - 3 7 2 6 - 4 5 2 1
蒲田	1 4 4 - 8 5 5 6	大田区蒲田本町 2 - 1 - 2 2	0 3 - 3 7 3 2 - 5 1 5 1
世田谷	1 5 4 - 8 5 2 3	世田谷区若林 4 - 2 2 - 1 4	0 3 - 3 4 2 1 - 5 1 2 1
北沢	1 5 6 - 8 5 5 5	世田谷区松原 6 - 1 3 - 1 0	0 3 - 3 3 2 2 - 3 2 7 1
玉川	1 5 8 - 8 6 0 1	世田谷区玉川 2 - 1 - 7	0 3 - 3 7 0 0 - 4 1 3 1
渋谷	1 5 6 - 8 3 3 3	渋谷区宇田川町 1 - 1 0 渋谷 地方合同庁舎	0 3 - 3 4 6 3 - 9 1 8 1
中野	1 6 4 - 8 5 6 6	中野区中野 4 - 9 - 1 5	0 3 - 3 3 8 7 - 8 1 1 1
杉並	1 6 6 - 8 5 0 1	杉並区成田東 4 - 1 5 - 8	0 3 - 3 3 1 3 - 1 1 3 1
荻窪	1 6 7 - 8 5 0 6	杉並区天沼 3 - 1 9 - 1 4	0 3 - 3 3 9 2 - 1 1 1 1
豊島	1 7 1 - 8 5 2 1	豊島区西池袋 3 - 3 3 - 2 2	0 3 - 3 9 8 4 - 2 1 7 1
王子	1 1 4 - 8 5 6 0	北区王子 3 - 2 2 - 1 5	0 3 - 3 9 1 3 - 6 2 1 1
荒川	1 1 6 - 8 5 8 8	荒川区西日暮里 6 - 7 - 2	0 3 - 3 8 9 3 - 0 1 5 1

板橋	1 7 3 - 8 5 3 0	板橋区大山東町 3 5 - 1	0 3 - 3 9 6 2 - 4 1 5 1
練馬東	1 7 6 - 8 5 0 3	練馬区栄町 2 3 - 7	0 3 - 3 9 9 3 - 3 1 1 1
練馬西	1 7 8 - 8 6 2 4	練馬区東大泉 7 - 3 1 - 3 5	0 3 - 3 8 6 7 - 9 7 1 1
足立	1 2 0 - 8 5 2 0	足立区千住旭町 4 - 2 1 足立 地方合同庁舎	0 3 - 3 8 7 0 - 8 9 1 1
西新井	1 2 3 - 8 5 0 1	足立区栗原 3 - 1 0 - 1 6	0 3 - 3 8 4 0 - 1 1 1 1
葛飾	1 2 4 - 8 5 6 0	葛飾区立石 8 - 3 1 - 6	0 3 - 3 6 9 1 - 0 9 4 1
江戸川北	1 3 2 - 8 6 6 8	江戸川区平井 1 - 1 6 - 1 1	0 3 - 3 6 8 3 - 4 2 8 1
江戸川南	1 3 4 - 8 5 6 7	江戸川区清新町 2 - 3 - 1 3	0 3 - 5 6 5 8 - 9 3 1 1
八王子	1 9 2 - 0 9 9 4	八王子市子安町 4 - 4 - 9	0 4 2 6 - 2 2 - 6 2 9 1
立川	1 9 0 - 8 5 6 5	立川市高松町 2 - 2 6 - 1 2	0 4 2 - 5 2 3 - 1 1 8 1
武蔵野	1 8 0 - 8 5 2 2	武蔵野市吉祥寺本町 3 - 2 7 - 1	0 4 2 2 - 5 3 - 1 3 1 1
青梅	1 9 8 - 8 5 3 0	青梅市東青梅 4 - 1 3 - 4	0 4 2 8 - 2 2 - 3 1 8 5
武蔵府中	1 8 3 - 8 5 4 8	府中市本町 4 - 2	0 4 2 - 3 6 2 - 4 7 1 1
町田	1 9 4 - 8 5 6 7	町田市中町 3 - 3 - 6	0 4 2 - 7 2 8 - 7 2 1 1
日野	1 9 1 - 8 5 2 0	日野市大字宮 3 9 9 - 1	0 4 2 - 5 8 5 - 5 6 6 1
東村山	1 8 9 - 8 5 5 5	東村山市本町 1 - 2 0 - 2 2	0 4 2 - 3 9 4 - 6 8 1 1

【設置根拠】

財務省設置法第 2 4 条、財務省組織規則第 5 4 4 条及び別表第 9

【所掌事務】

国税局の所掌事務のうち、内国税の賦課及び徴収に関する事務等を分掌する。

【管轄区域】

税務署名	管 轄 区 域
麹町	千代田区のうち丸の内一丁目から丸の内三丁目まで、大手町一丁目、大手町二丁目、内幸町一丁目、内幸町二丁目、有楽町一丁目、有楽町二丁目、日比谷公園、霞が関一丁目から霞が関三丁目まで、永田町一丁目、永田町二丁目、隼町、平河町一丁目、平河町二丁目、麹町一丁目から麹町六丁目まで、紀尾井町、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、千代田、皇居外苑、北の丸公園、一ツ橋一丁目、飯田橋一丁目から飯田橋四丁目まで、富士見一丁目、富士見二丁目、九段南一丁目から九段南四丁目まで、九段北一丁目から九段北四丁目まで
神田	千代田区（麹町税務署管内の地域を除く。）
日本橋	中央区（京橋税務署管内の地域を除く。）
京橋	中央区のうち八重洲二丁目、京橋一丁目から京橋三丁目まで、銀座一丁目から銀座八丁目まで、新富一丁目、新富二丁目、入船一丁目から入船三丁目まで、湊一丁目から湊三丁目まで、明石町、築地一丁目から築地七丁目まで、浜離宮庭園、八丁堀一丁目から八丁堀四丁目まで、新川一丁目、新川二丁目、佃一丁目から佃三丁目まで、月島一丁目から月島四丁目まで、勝どき一丁目から勝どき六丁目まで、晴海一丁目から晴海五丁目まで、豊海町
芝	港区（麻布税務署管内の地域を除く。）東京都のうち大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
麻布	港区のうち麻布台一丁目から麻布台三丁目まで、麻布狸穴町、六本木一丁目から六本木七丁目まで、麻布永坂町、東麻布一丁目から東麻布三丁目まで、麻布十番一丁目から麻布十番四丁目まで、西麻布一丁目から西麻布四丁目まで、南麻布一丁目から南麻布五丁目まで、元麻布一丁目から元麻布三丁目まで、元赤坂一丁目、元赤坂二丁目、赤坂一丁目から赤坂九丁目まで、南青山一丁目から南青山七丁目まで、北青山一丁目から北青山三丁目まで、虎ノ門二丁目一番・二番・十番
品川	品川区（荏原税務署管内の地域を除く。）
四谷	新宿区（新宿税務署管内の地域を除く。）

新宿	新宿区のうち余丁町八番四号から八番六号まで、大久保一丁目から大久保三丁目まで、百人町一丁目から百人町四丁目まで、戸塚町一丁目、西早稲田一丁目、西早稲田二丁目一番二十六号から一番二十八号まで・三番から二十一番まで、西早稲田三丁目、高田馬場一丁目から高田馬場四丁目まで、戸山三丁目十八番・二十一番、上落合一丁目から上落合三丁目まで、下落合一丁目から下落合四丁目まで、西落合一丁目から西落合四丁目まで、中落合一丁目から中落合四丁目まで、中井一丁目、中井二丁目、新宿三丁目十五番十一号・十五番十二号・十七番五号から十七番十七号まで・十八番から二十九番まで・三十一番三号から三十一番五号まで・三十三番から三十八番まで・サブナード一号、新宿五丁目十三番六号から十三番十四号まで・十四番五号から十四番十一号まで・十八番六号から十八番十七号まで、新宿六丁目、新宿七丁目、西新宿一丁目から西新宿八丁目まで、北新宿一丁目から北新宿四丁目まで、歌舞伎町一丁目一番一号・二番から三十番まで・サブナード一号、歌舞伎町二丁目
小石川	文京区（本郷税務署管内の地域を除く。）
本郷	文京区のうち本郷一丁目から本郷七丁目まで、湯島一丁目から湯島四丁目まで、西片一丁目、西片二丁目、向丘一丁目、向丘二丁目、根津一丁目、根津二丁目、弥生一丁目、弥生二丁目、千駄木一丁目から千駄木五丁目まで、本駒込一丁目から本駒込六丁目まで
東京上野	台東区のうち台東一丁目から台東四丁目まで、秋葉原、上野一丁目から上野七丁目まで、東上野一丁目から東上野五丁目まで、池之端一丁目から池之端四丁目まで、上野公園、上野桜木一丁目、上野桜木二丁目、谷中一丁目から谷中七丁目まで、根岸一丁目から根岸五丁目まで、下谷一丁目から下谷三丁目まで、北上野一丁目、北上野二丁目、入谷一丁目、入谷二丁目、松が谷三丁目十番から二十三番まで、松が谷四丁目、竜泉一丁目から竜泉三丁目まで、千束二丁目三十三番から三十六番まで、三ノ輪一丁目、三ノ輪二丁目、日本堤二丁目三十六番から三十九番まで
浅草	台東区（東京上野税務署管内の地域を除く。）
本所	墨田区（向島税務署管内の地域を除く。）
向島	墨田区のうち立花一丁目から立花六丁目まで、東墨田一丁目から東墨田三丁目まで、文花一丁目から文花三丁目まで、京島一丁目から京島三丁目まで、押上二丁目三十一番から四十三番まで、押上三丁目、八広一丁目から八広六丁目まで、東向島一丁目から東向島六丁目まで、墨田一丁目から墨田五丁目まで、堤通一丁目、堤通二丁目
江東西	江東区（江東東税務署管内の地域を除く。）

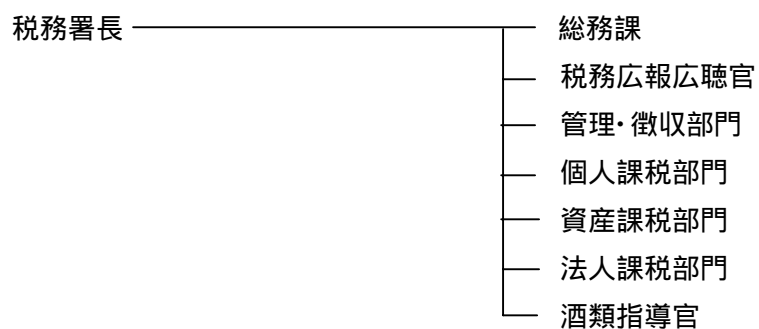
江東東	江東区のうち大島一丁目から大島九丁目まで、亀戸一丁目から亀戸九丁目まで、北砂一丁目から北砂七丁目まで、東砂一丁目から東砂八丁目まで、南砂一丁目から南砂七丁目まで、新砂一丁目から新砂三丁目まで
荏原	品川区のうち小山台一丁目、小山台二丁目、小山一丁目から小山七丁目まで、荏原一丁目から荏原七丁目まで、平塚一丁目から平塚三丁目まで、戸越一丁目から戸越六丁目まで、西中延一丁目から西中延三丁目まで、中延一丁目から中延六丁目まで、東中延一丁目、東中延二丁目、旗の台一丁目から旗の台六丁目まで、豊町一丁目から豊町六丁目まで、二葉一丁目から二葉四丁目まで
目黒	目黒区
大森	大田区のうち大森中一丁目から大森中三丁目まで、大森北一丁目から大森北六丁目まで、大森本町一丁目、大森本町二丁目、大森西一丁目から大森西六丁目まで、大森西七丁目一番から六番まで・七番六号・七番十号から七番十二号まで・七番十四号から七番十九号まで、大森東一丁目から大森東五丁目まで、大森南一丁目四番一号・四番五号・五番から十一番まで・十二番八号から十二番十二号まで・十二番十四号・十二番十五号・十七番七号・十七番九号から十七番十二号まで・十七番十五号から十七番十七号まで・十八番七号・十八番九号・十八番十四号・大森南二丁目一番から十七番まで・二十番から二十五番まで、大森南三丁目から大森南五丁目まで、山王一丁目から山王四丁目まで、中央一丁目から中央八丁目まで、東馬込一丁目、東馬込二丁目、南馬込一丁目から南馬込六丁目まで、中馬込一丁目から中馬込三丁目まで、西馬込一丁目、西馬込二丁目、北馬込一丁目、北馬込二丁目、池上一丁目から池上八丁目まで、平和島一丁目から平和島六丁目まで、昭和島一丁目、昭和島二丁目、京浜島一丁目から京浜島三丁目まで、東海一丁目から東海六丁目まで、城南島一丁目から城南島七丁目まで、平和の森公園
雪谷	大田区のうち南千束一丁目から南千束三丁目まで、北千束一丁目から北千束三丁目まで、東雪谷一丁目から東雪谷五丁目まで、南雪谷一丁目から南雪谷五丁目まで、仲池上一丁目、仲池上二丁目、石川町一丁目、石川町二丁目、上池台一丁目から上池台五丁目まで、久が原一丁目から久が原六丁目まで、南久が原一丁目、南久が原二丁目、田園調布南、田園調布本町、田園調布一丁目から田園調布五丁目まで、鵜の木一丁目から鵜の木三丁目まで、千鳥一丁目から千鳥三丁目まで、雪谷大塚町、東嶺町、西嶺町、北嶺町
蒲田	大田区（大森税務署及び雪谷税務署管内の地域を除く。）
世田谷	世田谷区（北沢税務署及び玉川税務署管内の地域を除く。）

北沢	世田谷区のうち代沢一丁目から代沢五丁目まで、北沢一丁目から北沢五丁目まで、代田一丁目から代田六丁目まで、羽根木一丁目、羽根木二丁目、大原一丁目、大原二丁目、松原一丁目から松原六丁目まで、赤堤一丁目から赤堤五丁目まで、梅丘一丁目から梅丘三丁目まで、豪徳寺一丁目、豪徳寺二丁目、宮坂一丁目から宮坂三丁目まで、桜上水一丁目から桜上水五丁目まで、上北沢一丁目から上北沢五丁目まで、経堂一丁目から経堂五丁目まで、船橋一丁目から船橋七丁目まで、八幡山一丁目から八幡山三丁目まで、南烏山一丁目から南烏山六丁目まで、北烏山一丁目から北烏山九丁目まで、給田一丁目から給田五丁目まで、粕谷一丁目から粕谷四丁目まで、千歳台一丁目から千歳台六丁目まで
玉川	世田谷区のうち玉川田園調布一丁目、玉川田園調布二丁目、瀬田一丁目から瀬田五丁目まで、玉川一丁目から玉川四丁目まで、東玉川一丁目、東玉川二丁目、玉川台一丁目、玉川台二丁目、用賀一丁目から用賀四丁目まで、上用賀一丁目から上用賀六丁目まで、駒沢三丁目から駒沢五丁目まで、駒沢公園、深沢一丁目から深沢八丁目まで、奥沢一丁目から奥沢八丁目まで、尾山台一丁目から尾山台三丁目まで、等々力一丁目から等々力八丁目まで、玉堤一丁目、玉堤二丁目、新町一丁目から新町三丁目まで、桜新町一丁目、桜新町二丁目、上野毛一丁目から上野毛四丁目まで、野毛一丁目から野毛三丁目まで、中町一丁目から中町五丁目まで、宇奈根一丁目から宇奈根三丁目まで、岡本一丁目から岡本三丁目まで、大蔵一丁目から大蔵六丁目まで、鎌田一丁目から鎌田四丁目まで、砧公園
渋谷	渋谷区
中野	中野区
杉並	杉並区のうち阿佐谷北一丁目から阿佐谷北六丁目まで、阿佐谷南一丁目から阿佐谷南三丁目まで、高円寺北一丁目から高円寺北四丁目まで、高円寺南一丁目から高円寺南五丁目まで、梅里一丁目、梅里二丁目、堀ノ内一丁目から堀ノ内三丁目まで、松ノ木一丁目から松ノ木三丁目まで、大宮一丁目、大宮二丁目、成田東一丁目から成田東五丁目まで、成田西一丁目から成田西四丁目まで、高井戸西一丁目から高井戸西三丁目まで、高井戸東一丁目から高井戸東四丁目まで、上高井戸一丁目から上高井戸三丁目まで、下高井戸一丁目から下高井戸五丁目まで、浜田山一丁目から浜田山四丁目まで、永福一丁目から永福四丁目まで、和田一丁目から和田三丁目まで、方南一丁目、方南二丁目、和泉一丁目から和泉四丁目まで
荻窪	杉並区（杉並税務署管内の地域を除く。）
豊島	豊島区
王子	北区

荒川	荒川区
板橋	板橋区
練馬東	練馬区（練馬西税務署管内の地域を除く。）
練馬西	練馬区のうち大泉町一丁目から大泉町六丁目まで、大泉学園町一丁目から大泉学園町九丁目まで、上石神井一丁目から上石神井四丁目まで、上石神井南町、下石神井一丁目から下石神井六丁目まで、石神井台一丁目から石神井台八丁目まで、石神井町一丁目から石神井町八丁目まで、関町北一丁目から関町北五丁目まで、関町南一丁目から関町南四丁目まで、関町東一丁目、関町東二丁目、立野町、西大泉一丁目から西大泉六丁目まで、西大泉町、東大泉一丁目から東大泉七丁目まで、南大泉一丁目から南大泉六丁目まで
足立	足立区（西新井税務署管内の地域を除く。）
西新井	足立区のうち栗原一丁目から栗原四丁目まで、西新井一丁目から西新井七丁目まで、西新井本町一丁目から西新井本町五丁目まで、西新井栄町一丁目から西新井栄町三丁目まで、本木一丁目、本木二丁目、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町、興野一丁目、興野二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、扇一丁目から扇三丁目まで、谷在家一丁目から谷在家三丁目まで、鹿浜一丁目から鹿浜八丁目まで、加賀一丁目、加賀二丁目、皿沼一丁目から皿沼三丁目まで、舎人一丁目から舎人六丁目まで、舎人公園、舎人町、入谷町、入谷一丁目から入谷九丁目まで、古千谷一丁目、古千谷二丁目、古千谷本町一丁目から古千谷本町四丁目まで、梅田一丁目から梅田八丁目まで、伊興本町一丁目、伊興本町二丁目、伊興一丁目から伊興五丁目まで、東伊興一丁目から東伊興四丁目まで、西伊興町、西伊興一丁目から西伊興四丁目まで、西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目、堀の内一丁目、堀の内二丁目、新田一丁目から新田三丁目まで、小台一丁目、小台二丁目、梅島一丁目から梅島三丁目まで、島根一丁目から島根四丁目まで、椿一丁目、椿二丁目、江北一丁目から江北七丁目まで、関原一丁目から関原三丁目まで
葛飾	葛飾区
江戸川北	江戸川区（江戸川南税務署管内の地域を除く。）
江戸川南	江戸川区のうち春江町五丁目、西瑞江五丁目、江戸川五丁目、江戸川六丁目、一之江町、二之江町、船堀一丁目から船堀七丁目まで、北葛西一丁目から北葛西五丁目まで、宇喜田町、西葛西一丁目から西葛西八丁目まで、中葛西一丁目から中葛西八丁目まで、南葛西一丁目から南葛西七丁目まで、堀江町、東葛西一丁目から東葛西九丁目まで、清新町一丁目、清新町二丁目、臨海町一丁目から臨海町六丁目まで

八王子	八王子市
立川	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
武蔵野	武蔵野市、三鷹市、小金井市
青梅	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡
武蔵府中	府中市、調布市、狛江市
町田	町田市
日野	日野市、多摩市、稲城市
東村山	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市

【組織】



（注）税務署の規模によって置かれている部門の種類や数が異なるため、典型的な例を掲載した。

【情報開示請求窓口】

担当部署 各税務署総務課

T E L 税務署の電話番号と同じ。

【機関等名】

東京派遣国税庁監察官

【所在地等】

郵便番号 100 - 8102

所在地 千代田区大手町1 - 3 - 3 大手町合同庁舎第3号館

T E L 03 - 3216 - 6811

【設置根拠】

財務省設置法第26条

【所掌事務】

国税庁の所属職員について、その職務上必要な監察及び所属職員の職務上の犯罪に関する捜査を行い、必要な措置を採ること。

【情報開示請求窓口】

担当部署 国税庁情報公開室

T E L 03 - 3581 - 4161

【機関等名】

国税庁東京派遣監督評価官室

【所在地等】

郵便番号 100 - 8102

所在地 千代田区大手町1 - 3 - 3 大手町合同庁舎第3号館

T E L 03 - 3216 - 6811

【設置根拠】

財務省組織規則第405条第1項及び第5項

【所掌事務】

- (1) 国税庁の所掌事務の監察に関する事務。
- (2) 実績の評価に関する事務の実施。

【組織】

(国税庁長官官房総務課監督評価官室)

└───────────┘ 東京派遣監督評価官室長 ─────────── 東京派遣監督評価官

【情報開示請求窓口】

担当部署 国税庁情報公開室

T E L 03 - 3581 - 4161

【機関等名】

税務大学校

【所在地等】

郵便番号 100 - 8978

所在地 千代田区霞が関3 - 1 - 1

T E L 03 - 3581 - 4161

U R L <http://www.ntc.nta.go.jp/>

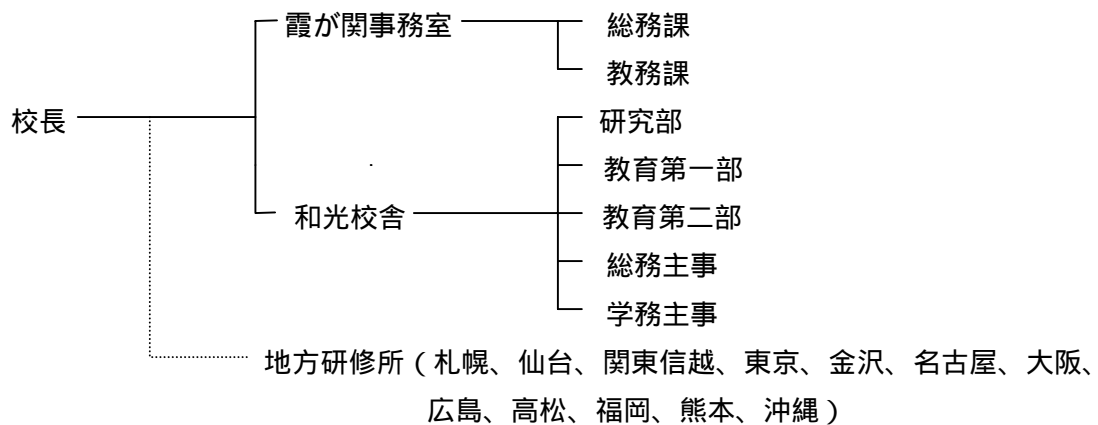
【設置根拠】

財務省組織令第95条、財務省組織規則第425条・第438条

【所掌事務】

- (1) 財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するための必要な研修を行うこと。
- (2) 税務に関する学術的な調査及び研究を行うこと。
- (3) 税務に関する一般的な資料及び情報の収集整理及び提供を行うこと。
- (4) 税務に関する国際協力を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課

T E L 03 - 3581 - 4161